

第三十四回国会 法務委員会

議 録 第二十号

昭和三十五年四月十二日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君

理事 飯沼 良作君 理事 小島 徹三君

理事 田中伊三三君 理事 菊地善之輔君

理事 坂本 泰良君 理事 大野 幸一君

理事 渡部 健太郎君 一萬田尚登君

馬場 美朝君 高橋 禎一君

阿部 元治君 濱田 正信君

阿部 五郎君 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 井野 碩哉君

出席政府委員

検 査 (大臣官房司法 津田 實君)

法制調査部長)

検 査 (検事局長) 事 竹内 壽平君

委員外の出席者

検 査 (刑事局参事官) 事 高橋 勝好君

最高裁判所事務 内藤 頼博君

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 長井 澄君)

務課長)

判 事 (最高裁判所事務 守田 直君)

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 小本 貞一君)

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 守田 直君)

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 小本 貞一君)

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 守田 直君)

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 小本 貞一君)

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 守田 直君)

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 小本 貞一君)

局長事務次長

判 事 (最高裁判所事務 守田 直君)

法務省の登記簿、台帳一元化作業中止等に関する陳情書(甲府市水門町三番地全法務労働組合甲府地方法務局支部佐藤幸雄外八十名)(第六二四号)

同(甲府市元紺屋町六番地米山辰雄外三十名)(第六二五号)

浦和地方法院裁判所秩父支部及び秩父簡易裁判所庁舎の改築促進に関する陳情書(秩父市長久喜文重郎外四十三名)(第六七九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

裁判官の災害補償に関する法律案(内閣提出第一二四号)

〇瀬戸山委員長 これより会議を開きます。

裁判所法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官の災害補償に関する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますからこれを許します。坂本泰良君。

〇坂本委員 裁判所法の一部を改正する法律案につきまして御質問いたしますが、まず最初に、この裁判所書記官

は「裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する」とありますが、裁判官の行なう法令及び判例の調査を補助せよというものは、憲法上、裁判官がこれを

行なうというこの規定に違反しはしないかというふうに考えられますが、その点についての御見解を承りたいと思います。

〇津田政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、裁判官が裁判を行なうにつきましては、もちろん裁判官の自主性をもって行なうわけでありますけれども、しかし補助官を使うことが憲法上禁止されておるわけではございません。ことに、すでに先例といたしまして、最高裁判所あるいは高等裁判所に置かれておる調査官につきましては、事件の審理、裁判について必要なる調査をするという事になっております。もちろん裁判官がその調査官の調査の結果を採用するといふことは、全く裁判官の自由な判断によるわけであります。が、今回の改正案に盛り込んでおりますところの書記官の調査の補助につきましては、同じであります。その補助を受けた内容について、それを採用するかどうか、いかに判断するかということは、裁判官にまかされておるわけでありまして、ただいま御指摘のような問題はございません。

〇坂本委員 そういたしますと、大体どういふことをやらせるか、そのことを承りたいと思います。

〇津田政府委員 まずこの法案の中に掲げておられますところの「裁判官の行

なう法令及び判例の調査」であります。が、御承知のように、裁判官が事件に

関して審理、裁判を行ないます場合には、いろいろ適用すべき法律でありますとか、あるいは関係判例でありますとかいふものを調査いたすわけであります。それにつきまして、その法律命令、規則あるいは告示の存否あるいは改廃の経過、制定の理由、それから裁判例の存否あるいは内容、あるいは学説の内容、あるいはその他参考の文獻等につきまして調査をするのが裁判官の任務であります。それについていろいろ補助をさせる。それについていくつあるというふうなこともいたしまして、あるいは場合によりまして、その該当判例の存否というふうなことの調査をいたす場合もありましょうが、それはいずれも裁判官の命を受けて、その命の内容に従って補助をする、こういうことになるわけであります。

「その他必要な事項の調査」として考えられますのは、参考文獻の調査でありますとか、あるいは一件記録に基づきまして、訴訟手続が法令に従って行なわれているかどうかという点を調査する、あるいは記録中の書類が適式であるかどうかという点を調査する。あるいは裁判に必要ないろいろな複雑な計算があります。その計算を計算をし

てみたり、あるいは犯罪表等につきまして、その犯罪表と始末書あるいは被害届け等と照らし合わせてみて、間違

いがあるかどうかというふうな点を照らし合わせるというふうなこと、そう

いうことをその他必要な事項の調査の補助というふうな考えでおるわけであり

ます。

〇坂本委員 そういたしますと、今説明のあったようなことは、これはもちろん具体的な事件についての問題に

関すると思うのですが、その具体的事件について今のような行為をなすのにつ

いては、これは書記官が独自の見解によつてそういうことをやるのか、ある

いは一々裁判官が、言われたようなこ

この判例を抜き出してこれとか、ある

いはこれだけの計算をしてこれとかい

うことに限定されるのか、その点いか

でございませうか。

〇津田政府委員 この法文によりま

す、「裁判所の事件に関し、裁判官の

命を受けて」「補助する」、こういうこ

とになっております。従いまして、ま

ず具体的事件に関するものであるこ

とはもちろんでありまして、抽象的な

調査というふうなものは、命する範

圍ではありません。

それから「裁判官の命を受けて、」

であります。が、この職務権限を發動し

得るのは、裁判官の命があつてから後

のことです。しかも、その命

は、その内容に高度に拘束されてい

ます。命令の内容が非常に高度にと申さ

すか、非常に具体的においておるか、あ

るいは多少抽象的であるかというよう

な違いはあり得ると思うのであります

けれども、たとえば具体的に、こうい

う種類の判例を抽出してもらいたい

というふうな命令もあるかもしれませ

ん。あるいはこの問題に関連すると考

へる

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

第一類第三号 法務委員会議録第二十号 昭和三十五年四月十二日

えられる判例を一応探してみてくれというような場合もあり得ると思います。それは裁判官の命令によってその内容がきまると思うのでありますけれども、非常に抽象的な、非常に包括的な命令はこの範圍に入らないというふうに考えております。

○坂本委員　そう、いうふうになりますと、私ども、刑事訴訟法上定められておる書記官の本来の職務と、今度の改正による裁判官の補助というこの職務との関係が不明瞭になる、従つて書記官の職務の内容が不明瞭になる、こういうふうに考えられますが、その点いかがですか。

○津田政府委員　書記官の本来の職務は、現行法第六十条第二項がその規定の中心になっておるわけであります。従いまして、書記官の本来の職務は、その独立の権限として「事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他の法律において定める」事項である。そこで、今度新たに加わろうといひます六十条の第三項は、「裁判所書記官は、前項の事務を掌る外」こういう表現になっております。そこで一応、裁判所書記官の本来の事務は、現行法第二項の事務ということを表わしておるわけであります。しかしながら、具体的事務として扱う場合におきましては、内容についてももちろん軽重、甲乙があるわけではございませんが、書記官の本来の職務権限としては、あくまでも第二項が主であるという考え方であります。

○坂本委員　それで、今度のは裁判官に従属する職務になるわけですね。だから、この職務と六十条二項の職務との関連が不明確になって、書記官の職

務は何かということがぼけてきてわからないようになるじゃないか。それから、なお、これはあとで質問したいと思いますが、いわゆる勤務時間の延長その他にも関連してくるわけですが、そういう点についてはどういう御見解ですか。

○津田政府委員　ただいま申し上げましたように、現行法第六十条第二項の事務が書記官の本来の事務であります。その書記官の本来の事務を行なうにつきましては、現行法の第三項によりまして裁判官の命令に従うということになっております。ただ、第四項におきまして、自己の意見を書き添える

ことができるというような規定がありまして、第六十条第二項の書記官の本来的職務は書記官独自の権限であることは間違いないと思うのであります。が、独自の権限であるとはいえ、第三項において、職務を行なうについては裁判官の命令に従うことになる。今度新しく加わりますところの第三項におきましては、もちろん裁判官の行なう調査の補助事務でありますから、補助をするという意味において裁判官に従属する——従属するという言葉は適当かどうかわかりませんが、そういう考え方はあり得ると思います。しかしながら、これはあくまでもその事務に限って補助をするということなのであります。そして、そのために現行法第六十条の事務の範囲が不明確になる、あるいは事務の内容について、言葉はいかかかと思ひますが、裁判官に従属すると

○坂本委員　そこで最高裁判所にお聞きしたいのですが、書記官に六十条二

項の、うな固有の職務をやらせる、さらに裁判官に従属した補助者としての職務をやらせる、そういうようなことをやらせることにすると、今度は訴訟関係人の立場から、どうも書記官の仕事については不明瞭な関係になる、こういうふうに思われるわけですが、

えになりますか。

○内藤最高裁判所長官代理者　お尋ねの点でございしますが、現行法の第六十条第二項に定めております書記官の権限、これは、御承知のように、法律において定められた権限を書記官が行なうのでございまして、そういう意味にお

官のみが行ない得る権限というふうに解せられるのであります。しかし、裁判所書記官には、従来、この権限に付随いたしました、あるいはこれと密接に関連のごさいます事務がございます。それを書記官事務あるいは認廷事務などと一般的に呼んでおりますけれども、それに付随する事務があるわけでありまして。そういった独自の権限にせよ、あるいはまたそういった付随的な事務にせよ、いわゆる書記官事務につきまして、書記官がその職務を行なうについては、裁判官の命令に従うという現行法第六十条第三項の規定によりまして、裁判官の命令に従わなければならないということは、たゞいま法務省の当局からお答えした通りであります。そこで、裁判所を裁判機関と見ました場合に、裁判所書記官のそういった書記官事務というものは、い

わゆる補助機関というふうにもいわれているわけにあります。法律上独自の権限で書記官の行ないます職務のほか、そういった付随的事務がありまし

て、これは裁判機関については補助機
関というふうに呼ばれておるわけであ
ります。ですから、そういう意味にお
きましては、書記官の事務が補助的で
あることは従来もいわれていたわけで
あります。今回加わります新しい職務
は、今度は調査については裁判官を補

味におきまして、分野においては全く新しい職務でありますけれども、職務態様の態様におきましては、特に従来と変わった異質なものを持ち込んだというふうには考えられないのであります。こういった性格の事務は、従来の書記官の事務の中にも職務態様としては存在するわけでありまして、そういう意味におきまして、分野においては全く新しい職務でありますけれども、職務態様の態様におきましては、特に従来と変わった異質なものを持ち込んだというふうには考えられないのであります。こういった性格の事務は、従来の書記官の事務の中にも職務態様としては存在するわけでありまして、そういう意味におきまして、分野においては全く新しい職務でありますけれども、職務態様の態様におきましては、特に従来と変わった異質なものを持ち込んだというふうには考えられないのであります。

在しておったと考へておるわけであり
ます。

○坂本委員 先般裁判書の浄書が問題
になりましたが、裁判官のやる仕事を
ほとんど、略式命令などは書記官が
やって、裁判官はただめぐら判を押す
だけだ、そういうことで略式命令自身
についても非常に間違つたようなこと
が起こる場合と、さらに書記官の方で
は職務が過重になるといふので、浄書
拒否の問題が起きて、これは現在免職
になつたりあるいは停職になつたりし
た処分が行われておるわけです。そこ
でお聞きしたいのは、書記官本来の職
務がおろそかになつて裁判官の補助職
務の方がふえる、本末転倒するような
傾向になりはしないかという点が一つ
と、この法律の改正によつて非常に問
題になりました裁判書きの判決の浄書
の問題を正当化する傾向になりはしな

いか、そういう結果にはしないか
という点をおそれるわけでありま
すが、この点についての御見解は
いかがですか。

○内閣最高裁判所長官代理者 たいだい
まの御質問の点であります、今回の影
改正は、従来の書記官の職務に何ら影
響するものはいりませんで、従来の
書記官事務はそのまま従来通り書記官
の職務としてあるわけであります。従
いまして、御質問のございました、た

事務は全く従来のままでございまして、新しい権限が今加わりますのにつきまして、それについて何らの変更はないわけでございます。ただいま御質問もございましたけれども、略式命令といったような定型的な裁判書につきまして、いわゆる不動文字の用紙をきまして、

使ひまして、それに書記官が記入をいたしまして、それを略式命令書、すなわち裁判書といたしまして裁判官が使ひますことは、何ら差しつかえないといふふうに考えるわけでございます。これは淨書された裁判書を裁判官が検討いたしましたして、裁判官の責任においてこれに署名し、捺印するわけであります。何ら差しつかえないといふふうに考えておるわけであります。

○坂本委員　まだいろいろあります。時間が無いから先に進みます。書記官にこういう職務をやらせることになる、これは書記官だけではななくて、書記官補も自然とやはり同じ仕事をやっておりますから職務をやることになる。さらに書記官がこういう職務をやると、時間の延長の問題があるわけですが、書記官だけが時間の延長というわけにはいかぬし、やはり書記

官補もこれに付随して事務をとらなければならぬようになる、こういう関係が起きますから、書記官に対していわゆる八%の時間の過長による俸給をや

ることになる。ところが同じような仕事を付随的に自然とやらなければならぬ書記官補に対する何らのものもない、こういう関係が起るののですが、この二点について承りたい。

○内藤最高裁判所長官代理者 今回改正されます規定によりまして、新たに書記官の職務とされますのは、新たな法律上の高度の職務になるわけであり、法律に關する事項の調査の補助というところで高度の仕事になるわけでありまして、そういう意味におきまして、今回の新しい職務はいわゆる書記官だけに行なわせることにいたすことになっております。従いまして、この職務は書記官補は行なうことはいたしません。ただ書記官補は書記官の事務を補佐することになっておりますので、その面で補佐の仕事はできるわけでございますけれども、しかし、今度の新しい仕事は、書記官の行なう仕事は裁判官の行なう調査の補助でございますので、その仕事の性質上、書記官補がさらにそれを補佐するという面は非常に少ないだろうというふうに考えております。

勤務時間の延長の問題でございますが、これは全く現在の裁判所の実務の實際からきていることでございまして、御承知のように、裁判所の事件がふえまして、裁判官の負担は非常に大きくなって今日のような訴訟の遅延という現象が生じまして、この解決についてはいろいろの対策を練っておりまして、容易に解決し得ないで今日に至っておるわけでございます。この訴訟の適正、迅速ということにつきまして、今回の書記官のそういった権限も考えられたわけでありま

すが、現在の裁判所の執務の事情から申しますと、裁判官の勤務時間というものが実は非常に問題として長くなっているわけでありまして、ほとんど日夜を分かたずと言っているくらい裁判官が事務に忙殺されているわけでございますが、その調査の補助ということになりますと、やはりどうしても勤務時間が、現在の勤務時間では十分に参らない。従いまして、この調査の補助を行なう書記官に限り、勤務時間を通常の一週四十四時間を五十二時間に延ばさざるを得ないというふうに私どもは考えているわけでございます。これは全く裁判所の現在の執務の事情からやむを得ないことと存じているわけでございます。

○坂本委員 裁判官は一日おきに出勤して、一日は在宅調査になっているわけですね。そういうふうな関係になっているのに、實際上の問題として、書記官が補助をする。判例並びに法令の調査その他の補助をするという関係はどういうわけですか。時間の延長というのはいくらに考えて裁判官の補助の事務との関連を考えておられるか、そこを承っておきたい。

○内藤最高裁判所長官代理者 御指摘のように、ただいま大都會の裁判所におきましては裁判官に宅調制度がございまして、一日おきに法廷を開くというところになっていくわけでありまして、この書記官の調査は、必ずしも裁判官が法廷を開く日に限ったわけではございません。先ほど法務省からもお答え申し上げたように、裁判官から命ぜられた調査の補助を、開廷日であっても宅調日であっても、書記官としては行なうことになると思ひます。しかしな

がら、やはり実際問題としては、裁判官の宅調の日はそのだけ仕事が少ないということもあるかと存じます。そういう実態の時間のあんばいは実情に依りてきめるのはかたは存じますが、裁判官が宅調しておりましたも、やはり裁判官から命ぜられた調査の補助というものはあるわけでございます。

○坂本委員 そこで、都會のことを言われましたが、いなかでは一週間に二回ぐらいしか裁判官は出てこずに、裁判はやらぬわけですね。そのほかは簡易裁判所の判事を兼ねてそこにやるのか、あるいはいなかの支部の補判事として行くわけなんですね。そういうような場合と、書記官が毎日執務をして、そういう時間の延長をするという点が合理的にいくかどうか、合理的にいくならそういう点はどうかというふうにしてやられるか、単に抽象的に時間の延長だけではおさまらぬじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、その点いかがですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 それぞれ地方々々の実情に応じて今の裁判官のそういう執務がなされていくと存じます。ある場合には填補に行きますし、そういう場合には填補に行きますが、一緒についていくという場合も起こり得るわけでありまして、そういう裁判官の執務の実情はいろいろございまして、しかし、いずれにしても、やはり裁判官がそういう調査をする仕事は常にあるわけでございますし、その補助ということもあるわけでございます。そして、裁判官が填補にかりに行っておるという間におきまして、書記官にそういう調査の補助の命令はし得るわけ

けどと存じます。そういうことは、ただいまのように法律の種類が非常に多く、また改廢が激しい今日、あるいはまた事件の内容が複雑になりました今日におきまして、非常にそういう面の多くの仕事があるわけでございます。実際問題としてそういうふうな調査を補助させるべき仕事があるわけでありまして。

○坂本委員 それは、補助させる仕事が大いにあるから時間の延長をされるわけですね。その時間の延長のあんばいをどういうふうにするか、合理的にそれができるかどうかという点についての具体的の問題をお聞きしているわけですね。

○内藤最高裁判所長官代理者 結局その勤務時間の延長、一週八時間の延長というところは、今度の新しい職務すなわち裁判官の調査の補助という仕事に向けられるわけでございますので、これはやはり各裁判所のそのときどきの状態に応じて実施するほかはないと存じます。ただいま一般的にこれを申せば、大体これは裁判所が法廷を開くときは、どうしてもおそくなるだろうというところも言われまされども、しかし、それそれそのときの事件の事情あるいは審理の実情等に依りてきめていくほかはないと存じます。

○坂本委員 そこで時間の延長の問題ですが、一日八時間、一週四十八時間の労働の原則に対して、一週八時間の延長は、労働基準法四十条違反になりはしないか、こういうふうにか考へるのですが、その点いかがですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 公務員につきましては、一般職の職員の給与

に關する法律におきまして、第十四条の三項と存じますが、これによりまして、特殊の職務にあるものにつきましては、別の定めができるようになっております。裁判所の書記官につきましては、最高裁判所がそういう特殊の定めをするわけでございます。なお、これは直接適用はございせんけれども、労働基準法につきましても、やはり同様に特殊の必要あるものについてはそういう例外的な定めをできるようなうになつていくわけでありまして、ただいま申し上げましたような裁判所の書記官の今度の新しい職務でございますが、先ほど申し上げましたような裁判所の今日における事件処理の事情に照らしまして、全く特殊な職務といわざるを得ないので、そういう特別な措置をするわけでございます。

○坂本委員 その点が非常に疑問なのですが、今おっしゃいました特殊の職務には私はこの裁判所の書記官は入らない、こういうふうな思ひのようですが、この特殊の職務に入るといふ御見解ならば、どういふ根拠で入るか、その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○内藤最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判所には終戦後非常に事件がふえております。今日まで年々増加いたしまして、今後もやはり増加の趨勢をたどるだろうということを私も予測するわけでございますが、そういう戦後のいろいろの事情に依りまして、裁判官の増員ということが實際問題としてできないのでございまして、それは弁護士会の方でもいろいろ裁判官の増員については御協力いただいているのでありますけれども、實際問題

としてなかなか弁護士から裁判官になる方もございせんし、その増員が容易でない。やっと今日に至って、十年を経てようやく欠員の補充ということの格好がどうやらつくというようなのが実情でございます。そういった実情から申しまして、どうしてもやはり訴訟の適正、迅速という要請から、書記官に新たな権限を付与することになるわけでございす。それはまた一面に、終戦後書記官制度についてその改正がいろいろ検討されておりました。書記官の学識能力が向上いたしますと、即座に権限を付与していただいても、書記官に新たな権限を付与してこれに対処しようと考えておられるわけでございす。そういった裁判所の実際の現状から申しまして、直接事件を扱っております裁判所の書記官ないし家庭裁判所調査官といったようなものは、この法律に定めるところの特殊な職務というふうに私どもは解釈するわけでございす。

○坂本委員 その点は私はそうはいかぬと思うのです。従来でも、ここにデータがありますように、裁判所書記官の定員には六百十四名の欠員があるわけなんです。さらに今度こういうような職務をやらせることにすれば、定員をふやさなければならぬわけですね。こういう特殊な仕事、いわゆる裁判官の補助をさせるならば、定員をふやしてやるべきであって、公務員法によるところの特殊の職務というので時間の延長はできないと思う。これは私の考えが間違つておるかともわかりませんが、特殊の職務というのは、警察とか消防とかあるいは脳病、いわゆる気違い病院の看護婦、こういうものでは

に全くやむを得ない手段として今度のような措置を講じているわけでございす。ただいま御指摘のように、六百余名の欠員がございす。これは現在書記官補をもつて充てているわけでございすけれども、これはやはり書記官の昇任ということがなかなか追いつきませんので、こういった欠員をかかえておるわけでございす。しかし、この欠員の補充につきましては、私どもも早急に措置をしなければならぬというふうに考えております。まずこの欠員を補充いたしまして、ただいま申し上げましたような新しい職務の書記官に書記官の職務の範囲を広げまして、裁判の適正、迅速な処理を実施させるわけでございす。しかし、どうしてもやはり事件の増加に見合うだけの書記官の増員ができないというの、新しい書記官制度のもとにおける書記官を得ることに相当の期間がかかるわけでございす。これは年々解決されていく問題でございす。昨年も相当数の書記官が任命されましたが、補充したのであります。今年もやはり相当数は昇任して書記官の欠員を埋めていくものと私どもも考えているわけでございす。

○坂本委員 これは、法案の提案者である法務当局にお聞きしたいと思うのですが、労働基準法は、新憲法に基づいて、基本的な人権によって、労働者に対する今までの過重労働をなくさなければならぬ、労働者もその他の者もやはり健康にして文化的な生活をしなければならぬ、特に旧憲法時代においては労働者は非常な過重労働で、世界の労働者に比べると非常な過重労働をしている。従って、日本人が早く死ぬと

かあるいは早く能力を喪失する、こういうような関係で、基本的な人権を認め、その上に立っていわゆる労働三法としての労働基準法ができたと思う。この労働基準法はあくまでも基本的人権の立場から定められているものである。たださっき私が申しましたように、仕事の性質上警察とか消防とかは——消防なんかは、火事が昼だけに限られるので、そういう関係で、仕事の性質上、特殊な職務に關係する、こういうものについて例外を認めたのであって、あくまでも労働基準法の精神は守っていかねければならぬ。それを今度のこの改正によって書記官の時間を延長するということは、何と申しても基本的人権、さらにはそれに基づくところの労働基準法の精神に違反する、こういうふうに考えるわけですか。この点についての御見解はいかがですか。

○津田政府委員 今回の裁判所法第六十条に加わる規定によります書記官の職務につきましては、これは勤務時間の延長とは直接関係はございせん。書記官にそのような権限を与えることによりまして、裁判の促進をはかる、あるいは裁判の質の向上をはかるというような意味でありまして、その意味においてまことに相当な改正だということでございます。従いまして、事務を行なうにつきますと、裁判所が書記官の勤務時間をいかに定めるかは、司法行政の最高の責任者である最高裁判所が独自に定めるべきであり、この法案とは直接関係はないわけでございす。しかしながら新たに加えられました権限を十二分に活用して訴訟の促進をはかり、あるいは関係者の人権の擁護に

忠実になるためには、書記官の勤務時間を延長するということが当然考へべきことだというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても勤務時間の問題は司法行政の範囲内で自主的に最高裁判所が定める事柄であり、この法案とは直接関係がないものであると考へます。

○坂本委員 今の説明を聞いて、とてもないことだと思つたわけですね。あなたの方は法律を作るだけとおっしゃるけれども、その法律ができたならそれを運用しなければならぬ。運用しなければ、法律は作らぬでもいいわけですね。またできたならばそれをよく運用しなければならぬ。そうするためには、先ほど来内藤次長が言われたように、やはり時間の延長をしなければならぬでしょう。法務省は、法律を起草される場合に、そこは考えずに、ただ訴訟の促進をはかるということだけでこの法律の改正案を出されたのですか、どうですか。

○津田政府委員 現在の書記官の勤務時間内において、この新しく加わりま

訟の促進をはかり、人権の擁護を全うするということにつきましましては、最高裁判所が独自の判断によつてきめる事柄でありますので、この法案自体とは直接関係がないということをお先ほど申し上げたわけであります。

○坂本委員 これは、法務大臣に一つ来てもらわないと困りますが、大体この訴訟の遅延を来たすのは、裁判官の不足と、それから書記官の不足なんですね。〔怠けておるものもある〕と呼ぶ者あり。それは人間ですから、例外もあるでしょう。判事、書記官はこれが大ぜいですから、たまには人間だから、おるだらうけれども、これはここではそう言いたくない。これはあなたが刑事弁護でするときには、それを言うたらい。——しかし、今の御説明によると、この法律は訴訟の促進をやる、こういうことでしょうか。だから、訴訟の促進をやるのには、もう少し裁判官の月給をふやして裁判官をふやし、さらに書記官、書記官補の増員をして、そうしてやる。そうするのには、まず予算をやらなければならぬでしょう。これはやはり最高裁判所が起算するだらうけれども、法務大臣が予算は取らなければならぬわけでしょう。そういうことをせずに、ただ法律をこんなふうにして改正したのじゃ、裁判所の書記官にしろ、裁判官にしろ、基本的な人権を侵害されるのは、決していい裁判はできない。いい裁判ができないということは、やはり国民全体の利益を阻害する、こういうことになるわけでしょう。ですから、法務大臣にこれは聞かなければならぬですが、〔裁判所が取っているのだ〕と呼ぶ者あり。

裁判所は、やはり法務大臣を通じて取ることになっていくでしょう。そういうことは、あなたは御存じないですか。——それは、制度の問題として、最高裁判所の事務総長が閣議に列席をして、そうして主張をできればいいけれども、今はただ予算を起算するだけで、そうしてやはり閣議には法務大臣を通じてやらなければならぬ。従つて、法務省の予算は、これも他の官庁に比すれば少ないけれども、さらにこの裁判所関係の予算が少なくなると、だから裁判は遅延を来たす。こういうことが、私は一般の考えとして間違っていない、こういうふうに思うのです。従つて、法律を出される場合に、やはりそこまで考えなければ、私は法律をやたら出すわけにはいかぬと思う。そういう意味において、法務大臣は、訴訟の遅延をなくするために、ただ書記官制度のこういう改正をする。その前に予算をもつと裁判所に取つてやつて、そしていい裁判官の数もふやし、書記官もふやし、書記官補もふやして、国民の権利を守るために訴訟の遅延をなくする、こうしなければならぬですが、そういうような点は、法務当局は考えられなかったかどうか。

○津田政府委員 これの面をもちまして訴訟の促進をはかるということではございません。これは訴訟の促進をはかるという面におきましては、そう重要な結果をもたらさずかどうかという点、私どもも疑問でございますけれども、それ自体は、それは一歩を進めるものであることは間違いないと思ひます。訴訟促進等につきまして必要な事項としまして、裁判官の増員であります

すとかあるいは裁判所職員の増員もむろん必要であります。すでに御承知のように、裁判官の増員につきましてはいろいろな隘路がございます。書記官の増員につきましても、六百数十名の欠員がありながら、補充し得るに適當な人が少ないというような点もあると思ひます。それはまあ、裁判官にいたしましては書記官にいたしましては、待遇を画期的に上げるとかいうようなことによつてあるいは改善し得るかもしれませんけれども、それらの点につきましては、やはり法曹一元とか、いろいろな司法制度全般の改革の問題とからんでおりますので、法務省といたしましては、十分検討をいたしておる次第であります。この問題は、それと切り離して、取りあえずという意味において立案されたわけでございます。なお、裁判所の予算につきましましては、これは裁判所当局と大蔵省当局との直接折衝によつて行なわれるものであります。法務省自体としては、裁判所予算には全然、何らの権限を持つておりません。この法律案は、従ひまして、予算とは無関係に提出されておるわけでございます。裁判所の職員の増員等につきましては、裁判所が直接大蔵省に折衝いたしまして、その裁判所と大蔵省との間に意見の一致した増員分について、法務省が連絡を受けて法律案を立案する、こういうことになっておるわけなのであります。従ひまして、予算の内容には、法務省としては何らの権限がないわけでございます。

○坂本委員 この点は、法務大臣に次会に出てもらつて確かめて、やはりこういう法律案を出す以上は、まずその前提として、裁判官の俸給を上げて増員をし、さらに書記官、書記官補も増して、そしてこの訴訟の遅延を防止して、国民の権利を守らなければならぬ、こういう点について、今後、予算措置についても努力をすることがかといふような所信を法務大臣に聞く機会をこの次に与えてもらふことをお願いして、留保しておきまして、先に進みたいと思ひます。

この時間延長と、それからそれに対して一億何千万円かの予算が通過しておる、こういうようなことを聞きますが、根本的問題として、号俸の調整ですね。書記官、あるいは書記官補もそうなると思うのですが、この号俸の調整は、やはりこういう時間延長その他でなくて、公務員の仕事の性質及び技量によつて区分をせなければならぬ、こういうふうにかゝるわけですね。が、今度のこの書記官の補助事務によつて、時間の延長と、それに対する八割の給料の値上げですか、この点はちょっと矛盾するように考えられますが、その点についての御見解を承りました。

○守田最高裁判所長官代理者 俸給額の八割の調整というのは、これは書記官に新しい権限が付加されるということと、勤務時間の延長というこの勤務条件の変更によりまして、一般職の職員給与に関する法律第十条の規定に基づきまして八割の調整を行なうということになるわけですね。

やはりこれは暫定的であつて、将来は時間の延長をなくして本俸に繰り入れてやるべきだ、そういうふうに向うわけですが、その点についてはいかがですか。

○守田最高裁判所長官代理者 俸給額の調整と申しますのは、いわゆる本俸でございます。本俸が八割だけふえるということになるわけでございます。その点が超過勤務手当とは異なるわけでございます。本俸八割の増加といひますと、それが基準になりまして、勤勉手当、期末手当、その他の給与にすべてはね返ってくる基礎となる増額といふことになるわけでございます。裁判所書記官の勤務条件がある程度恒久的なものになりますために、それを例外的な超過勤務手当でまかなつていくというところは、これは給与の性質上相當でない、本俸自体にしなければいけない、という考えのもとに、本俸額の八割、合計一六割の調整が行なわれるというわけでございます。

で、将来の問題でございますけれども、これは裁判所書記官の権限や職務内容等をどうすべきかという問題と関連するものであります。現在裁判所書記官の職務内容につきましては、裁判所書記官制度調査委員会というものが最高裁判所に設けられて、引き続き審議いたしておるわけでございます。今回の改正は、その第一段階をまずこの程度のところまで改正をお願いしているわけでございます。裁判所書記官の職務内容が確定いたしますれば、私どもの念願といたしましては、裁判所書記官あるいは裁判所調査官に勤務時間なども十分取り入れられたという特別の給与体系を作り得

れば、非常に辛いというふうに考えておる次第でございます。

○坂本委員 この点はもう少し聞きたいのですが、時間がないから……。

もう一つ聞きたいのは労働基準法、これがやはり基本的人権の問題で出てきているから、簡単に、特殊の職務を行なうから時間の延長をするというだけでは、どうも納得できないと思うんです。何かそのほかに最高裁判所としては考えられておるかどうか。また別に、その基本的な現在の基準法に、そういう基礎的な基本となるような規定があるかどうか、その点を承っておきたいと思ひます。

○内藤最高裁判所長官代理者 労働基準法は新しい憲法のもとにきわめて重要な法律であり、その精神が守られなければならないことは、まことに御指摘の通りでございます。私もそれに決していなやがあるわけではございません。ただ先ほど来申し上げましたように、裁判所の中でも特殊な職務に従事しておられます者については、やはり今日の実情におきまして特別の定めをせざるを得ないのでございます。これは労働基準法四十条におきまして、やはりそういう特殊の定めができることを定めているわけでございます。

○坂本委員 そうすると、やはりあくまでも労働基準法四十条と、それに基づく労働基準法施行規則、それでやられるというわけですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 労働基準法にもそういう規定があるというところを申し上げたわけでございます。国家公務員につきましても、労働基準法ではなくて、一般職の職員の給与に関する法律第十四条第三項に規定があるわけでございます。

○坂本委員 十四条三項の点についてはもう少し質問をしたいのですが、この点はもう少し前置きの質問をしないと質問ができぬわけでありまして……。

○瀬戸山委員長 坂本委員に申し上げますが、そういう問題は前の委員会でもう詳細に質疑応答がなされておるので……。

○坂本委員 速記録を見たのですけれどもはつきりしないものだから、その階路を私はやつておるつもりだけれども……。

○瀬戸山委員長 ではその階路だけをお願いいたします。

○坂本委員 そこで最高裁判所にお聞きしますが、この法律の改正があれれば、最高裁判所の規則何かを改正されるか、改正というのは新しく作るということも含まれるわけですが、この点についていかがですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 その法律の改正によりまして、新しい裁判所の書記官の職務の範囲、内容というのは具体的に規定されていくと存じます。しかしながら、その実施によりまして、具体的に最高裁判所の規則なり規定なり、そういったもので若干の定めをする必要があることは十分に存じております。

○瀬戸山委員長 志賀義雄君。

○志賀(義)委員 この前事務次長に伺いましたが、今度の法案について同意書を取られた、一部にそういうものがあるという事実はお認めになりましたね。

○内藤最高裁判所長官代理者 この改正につきまして書記官の意向を徴したということがございます。しかし、同

意書を取ったというような意味ではございません。

○志賀(義)委員 この前の議事録を見るとそうなっていないのです。全部がそうではないが、一部にはそういうものもある。——じゃ例を申し上げましょうか。秋田の家庭裁判所の例であります。これは上申書になっているのです。ね。私は、書記官、調査官に対する一六%調整に賛成します。それから福島の家裁の例を申し上げますと、私は一六%の調整を受けることを希望します。これは官職、氏名、捺印が……。

……です。東京高裁管内の例では、「書記官の一六%調整の実現について、意見、賛成、不賛成、どちらかにするしつけ、記名して提出するよう説明して用紙をばらばら」とところが宇都宮地裁並びに福岡高裁管内の例を申し上げます。同意書、裁判所書記官の職務内容の高度化に伴い、裁判所書記官の号俸調整一六%実現について賛成します。それから宇都宮家裁の例でも、「同意書、調整増額一六%に賛成します。広島地裁の例、同意書、次の条件で現行の八%調整を一六%に増加することに同意する。一、勤務時間一週四十四時間を五十二時間に延長すること、一、裁判官の事務補助をすること、昭和三十五年一月、広島地方裁判所、裁判所書記官、氏名、捺印。」山口地裁の例でも、「同意書、勤務時間を一週五十二時間内とし、裁判官の事務について補助することの条件により、俸給額について一六%の調整を受けることを同意します。これもやはり年月日、裁判所書記官、氏名、捺印。それから山口家裁の例も、右と同じ書式でもって氏名、捺印がしてあります。

……す。こういうふうにあるでしょう。その同意書があるというところは、あなた方も一部にはそういうものがあるというところをこの前言われたのです。そしてきょうになると、そういうものはないというふうなことを言われる。どちらがほんとうなんですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 意向を徴した結果、同意書という書面の形でもって意向が提出されたものもございまして、同意書と申し上げたのです。同意書を提出されたというところだけございまして、同意書と申し上げたのです。意向を徴した結果、同意書という書面での意見が出たということとは……。

○志賀(義)委員 そのところは、この前私も言ったでしょう。同意書というものは、これはどうだというものを……。

……出して、相手それぞれ同意しますというものでしょう。こちらから出さなくで、どうして同意書という何になり……。

……すか。同意書というものはそういう性質のものではない。そのことはこの前も申し上げたのです。同意書というものは、あなたの方から、これはどう……。

……だというので同意を求めなければ、出さずはないです。

○内藤最高裁判所長官代理者 前会申し上げましたように、各高等裁判所の首席書記官に、今度の改正について伝えまして、書記官の意向を徴したのであります。徴した結果、同意とい……。

……いは賛成とい……、いろいろ言葉は出るわけでありまして、そういう意味の同意でございまして、実はこれに同意しろというふうな意味で同意書を徴したというふうなことは……。

……意見を徴した結果が同意という言葉にな……。

なり、あるいは賛成という言葉にな……。

○志賀(義)委員 そんなごまかしを言たつてだめです。同意書というものは今のよう形でもって成立する……。

……とは、あなた法律の専門家でしょう。そこで、この問題については、法案として今度出たのに、それに先だ……。

……どうしてそういう同意書を取ったのですか。法律に従ってなら、それを施行すればいい。まだ法案として今度の国会に初めて出たようなものについて、法律にもならないものについて、どうしてそんなことをされるのです。一番法律を守らなければならない最高裁の事務総長の方で、そういうことをされ……。

……ちや困るじゃありませんか。

○内藤最高裁判所長官代理者 いろいろ法律の改正なりあるいは立法につ……。

……きまして、裁判所のそういった内部で、裁判官なりその他の職員なりの意見……。

……を徴することは、決して今回に限ったことでは……。

……とはあることでは……。

○志賀(義)委員 ところが、その同意書について、これは公の性質のも……。

……ないから、私がこで発表を求めたときあなたには出せないとおっしゃ……。

……したね。すると、最高裁では何ですか、公にできないようなものを職員……。

……ら取っていいというところがある……。

……でございますか。そのところを一つ伺……。

○内藤最高裁判所長官代理者 そうい……。

……うふう職員から出ました書面その……。

……のをこに出すことはいかがかという……。

……ことを実は私の意見として申し上げ……。

……おるので……。

○志賀(義)委員 ところが、これは裁……。

……

……

……

……

判所の裁判についてのことでない、行政上のことですね。あなたここに出したくないと言われている。私と大野委員とが質問した結果、何か最高裁判所に、そういうものを出したくないと言え、行政上の審査の件についても出さないという特権があるかということ、を伺ったときに、あなたはその特権はないと言われましたね。議事録では確かにそうなっておりますね。そこをもう一度……

○内藤最高裁判所長官代理者 この前お答え申し上げたことは、そういう書面をこの席に持ち出すことはいかがかという私の意見を申し上げたことと、それから、そういう場合に拒絶する特権があるということを申し上げたのではないということをお断りしたわけでありました。

○志賀(義)委員 拒絶する特権がないとすれば、お出しになりますか。

○内藤最高裁判所長官代理者 拒絶する特権があるということは中さなかつたわけでございます。

○志賀(義)委員 それでは、こちらから提出を求めたときには出されますか。それを伺っているわけです。

○内藤最高裁判所長官代理者 委員会の正式の御決定がありました上で考えさせていただきますか。

○志賀(義)委員 委員会の決定があったら考える必要はないじゃないですか。行政審査の対象になることをあなた方がその場になって考えたってどうにもなるものじゃありませんよ。

○内藤最高裁判所長官代理者 私の意見は先ほど申し上げたことに尽きていますのであります。

○志賀(義)委員 そうすると、あなた

は何かここに出せないようなよくないことをしているというふうなあれがあるのですか、どうですか。堂々とお出しになったらどうです。

○内藤最高裁判所長官代理者 決してよくないことをしているわけではございませんで、ただ書面の性質上、そういうことを申し上げているだけでございます。

○志賀(義)委員 その提出のことについては、法務委員会の方でいずれやります。必要なしに僕らの方にもいろいろ手紙が来ているんだ」と呼ぶ者あり。君は政府の役人じゃないよ、弁護士で代議士だから。おれは今政府の役人に聞いているんだ。役人は行政審査の対象になるが、君はならないよ。

○瀬戸山委員長 私語を禁じます。

○志賀(義)委員 そこで伺いますが、いさぎよくお出しになった方がいいかと思ひますね。こちらできまつた場合には、ここにこれは予算に關連することですが、予算が審議されないうちに調整増額がきまつたことのようにその同意書を求めるなどということは、これはとんでもない越権行為ですよ。それを一つ申し上げておいて次に入ります。

三月三日の参議院法務委員会において、最高裁判所守田局長は、裁判所が待遇改善費として大蔵省に予算要求をしたときに、時間を週四十四時間から五十二時間に延長する条件を裁判所側からつけたように話をされているが、最高裁判所が全司法労働組合と話し合ったときには、勤務時間の延長は政府、つまり大蔵省がつけた条件だ、こういうふうに言われているようですが、どちらがほんとうですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 前会御説明申し上げておりますように、今度の新しい職務を行なうのにつきまして、裁判所の勤務の実情から申しまして、勤務時間を延長せざるを得ないというのが最高裁判所の意向でありまして、それによりまして予算の折衝をいたしたわけでございます。

○志賀(義)委員 この前の、大蔵省から大原委員の質問のときに来ていただきましたときに、守田局長が言われたようなことではなかった。相談の結果そういうことになった。そうすると、全司法の労働組合に守田局長はうそをついていることになる。そうでしょう。

○内藤最高裁判所長官代理者 一般職の職員に關する法律の第十四条三項の「職務の性質により第一項に規定する勤務時間、すなわち「休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。」その「勤務時間の最高限をこえて勤務することを必要とし、」云々ということになっておりますが、この人事院で定められたものについては、どういふものが人事院の承認を得て一週四十四時間をこえて勤務する職員なのでしょうか。これは参考としてお調べになつたでしょうか、どういふものがございまして、先ほど坂本君がその一部をあげましたけれども……

○内藤最高裁判所長官代理者 現在四十八時間をこえる勤務時間が定められている公務員の例でございまして、檢察事務官あるいは公安調査官、その他があるわけでございます。

○志賀(義)委員 私どもの方の調べたところによりますと、今あげられた検

察事務官、これは五十二時間になつておりますね。それから公安調査官のものを今あげられておるのですが、そのほかに、船員が、航海中五十六時間、停泊中四十八時間、これは海事職俸給表によつております。それから警察官が四十四時間ないし五十四時間、これは公安職の第一表です。それから海上保安官が五十二時間ないし五十六時間、公安職の第二表によつております。それから刑務所の看守が五十一時間ないし五十四時間、これは公安職の第一表によつております。それから入国管理官が五十一時間ないし五十四時間、これは公安職第一表、それからなお看護婦が四十八時間、これは医療職俸給表の第三によつておるものであります。が、こういうふうに見てきますと、航海中休むわけにいかないとか、あるいはまた海上保安官のように、夜昼となく警戒しなければならぬとか、警察官なんかもそうです。それから警察から連絡があつた場合の檢察事務官、あるいは刑務所、入国管理官、それから看護婦という特別の事態に對処する者だけに限られております。この中には仕事が出積するから、人員が少ないから、それでもって時間を延長するといふ事例は一つもありません。ところが、最高裁の職員の場合には、人事院總裁にかつて最高裁判所長官が人事院總裁と同じような仕事をすることになる、その権限を利用するといふことになると、そういう特別の場合をあげているのに、仕事が多から、定員が足りないから、しかもその定員はにわかに養成しがたい、適当な人が得られないからという理由で、法律を最も厳格に守り、それに従つて行動しなければならぬ最高裁だけなぜこういうことをされるのですか、何か特別の理由がありますか。

○内藤最高裁判所長官代理者 その点もやはり再々申し上げておりますように、今回加わります書記官の新しい職務の性質から来ることでございまして、その職務の性質は、先ほど申し上げましたように、裁判官の現在の仕事の実際のとおり方、執務の実情から来るわけでございます。これはただいま例で御指摘のございましたようなものは、その性質を異にいたしますけれども、いろいろの状況におきまして、やはり裁判官の今の執務の実情から申しまして、やむを得ないというふうに考へております。

○志賀(義)委員 だから一般職の職員の給与に關する法律では「職務の性質により」といったのは、今私どもが事例をあげたようなことですね、これなんです。裁判所の職員の場合に適用すべきものではないのです。ところが、伺つてみると、内藤さんの御意見も守田さんの御意見も、この第十四条第三項をただ一つの根拠としていられるでしよう。これは全然別のことを都合よく引つぱつておられることになりはしませんか。だから、第十四条第三項を引き合ひに出されることはおやめになった方がよろしい、正しくないと云うのです。

○内藤最高裁判所長官代理者 今度の新しい書記官の職務につきましては、先ほど来申し上げますように、やはり、裁判官の調査の補助ということから特殊の性質を持つておるわけでございます。そういう意味におきまして、第十四条の三項によりまして特殊の定め

を私どもは正しいというふうに考えております。

○志賀(義)委員 それは、「職務の性質により」という特殊のものの性質が違ふと云うのですよ。これまでのことで答弁なさったこと、参議院の方でもそうでありましたけれども、第十四条第三項、こればかりを引き合いに出されて、横田事務局長にお会いしたとき、守田局長がいられたときに、法律的根拠は何ですかと言ったときにも、この一般職の職員の給与に関する法律の第十四条三項を引き合いに出されたのです。私の伺っておるのは、特殊の性質というものは、第十四条三項の場合は違ふ。それなのに、あなた方はただそれだけを引き合いに出される。裁判所の職員の職務が特殊であるからといって、そんなことを言えよ、どこだって特殊でないものはありませんよ。大蔵省が裁判するわけじゃないし、警察が裁判するわけでもない。みんなのおの職務は特殊ですよ。だから、その特殊ということはいわねえ、その特殊というのには、この第十四条三項を引き合いに出されることはね。そうだとすれば、裁判所の職務は特殊であるというので、積極的になんた方の今度の法案を提出されたことが肯定されるべき理由が法律上あるならば、そのほかに出してごらんない、こう言うわけなんです。仕事の多い少ないということ、先ほど坂本委員も申しましたように、定員増加のこともありません。なぜこの十四条三項という全然当てはまらないものだけ持ち出されるのか、そのほかのものを示して下さい、こう言うわけですよ。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所の職員の職務がすべて特殊だと申しておるわけではございません。裁判所の職員の職務は通常の勤務時間でまかなえておるわけでありまして、決して特殊と申しておるわけではございませんが、しかし、私の申し上げる職務、その職務を新しく課せられます職務、その職務を特殊と申しておるのではありません。その特殊はどこから来るかと申しますれば、先ほどから申し上げる通りに、今日の裁判官の職務の実情から来る、そういった特殊性を言うわけでありまして、

○志賀(義)委員 今あげた特殊の仕事というものは、これは別として、私が見え一見小さいことのように見えるこの法案に反対する、今八時間労働というものが労働基準法で定められて、日本でもそれが実施されておる状況です。それをどうしとこわされていく。世界の趨勢は資本主義の発達した国では、製造業一つとてみても、日本が一労働時間長いのです。実際八時間労働日というものは事実とわかっていく。今言った特殊のものを除いては、それがまだ守られている。これは官庁ですから、法律を出した以上、それに基づかなければならないのです。それを裁判所の書記官についてこういう規定をすれば、ほかの国家公務員、地方公務員、これにも全部波及していくのです。労働者の権利の問題で一番重要な問題です。それを何だっ法律を一番守らなければならぬ、最高裁判所が率先して八時間労働日ということをおもてかたつていられるのか、問題はそういう根本問題にかかわる。その突破口を最高裁判所から作っていくということになっては困ります。それで私が申し上げておるのです。この前、例として申し上げて、きょうは法務大臣いらっしゃるのですが、裁判官の俸給の問題について、この前の国会でも私が反対いたしました。今度も結局私一人が反対して、ほかの党派の諸君、みなお立ちにならないければならぬ。たまたまうなことになると思います。裁判官の中によくないものもおります。その例としてあげました、これは裁判所のことで、それから、あなたから別にどうこうということをお返事を求めるわけじゃありませんが、参考までに申し上げます。たとえば、最高裁の大法廷において下飯坂という判事、これは松川事件なんかで一番とびな判決の意見を出してあるわけですが、大法廷では年がら年じゅうはでな格好で居眠りしているのです。何にも聞かずにやっているのです。中にはそういう者もいますけれども、全体の問題として、裁判官の俸給、検察官の俸給の問題について、原則として通すべきところは通さなければならぬから、私もがんばった、こういうわけですよ。今の問題にしても、そういうふうな八時間労働日をこわすことを、なぜ最高裁判所が率先してやるのか、こういう重大な問題にも関係している。その点をお考えになったことがあります。

他に波及するということはおそれのないように、そこは全く特殊な職務に服する者だけに限って勤務時間の延長をさせるということで、決して裁判所の中においてその他の職員にそれが波及するようなことがないことは、私どもとしては固く明言できるわけでございます。

○志賀(義)委員 固く明言できるとは言いましたね。あなた方が明言したところで、最高裁でこういふことを特殊の仕事だからやめた、そうするとほかの方でも、自分のところも特殊な仕事だからやめた、こういうことになりません。最高裁判所が行政府全体にわたって、これは自分のところだけは司法機関だから特殊なものだ、あなた方はこれをまねてはいけないということ、この法案の中のどこに書いてあります。一つも書いてない。またそのことはできないでしよう。そんなこと一つも書いてないです。それを明言するとは、少し言い過ぎじゃありませんか。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいま申し上げましたのは、裁判所の他の職員にそういうことが波及することはないというのを申し上げておるわけでありまして、

○志賀(義)委員 裁判所の他の職員にも影響します。それはこの前私が言ったとき、そういうことはないつもりですとあなたは言われたけれども、書記官が残って仕事をやるでしょう。そうすればタイピストとか交換手とか、廷吏とか片婦、こういう人たちがみな残らなければならない。あなた方、そういうことはなくて、ときには若干超過することもあるけれども、書

○内藤最高裁判所長官代理者 今度の書記官の仕事が裁判官の調査の補助という内容でございますので、そのことのために当然にタイピストその他が残らなければならぬというふうには考えていないわけでありまして。ただ、場合によりまして、それは残る必要が生ずるか否かは存じません。その場合には、当然に超過勤務ということになるわけでございます。

○志賀(義)委員 今度の改正される第六十条に新たに挿入される部分は、「裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に関し、裁判官の命

記官の場合にだけきめたんだと言っても、事実上検察事務官の場合を見てごらんない、あそこはタイピストとの交換手だの、どうなっております。私は時間がきたからはいさようなら、というわけにいかないのです。そういう実情をお調べになりましたか。そうしますと、あなたはこの前のお答えによると、タイピストや交換手、廷吏、片婦、こういう人たちはもう法律によって保護する必要はない、書記官がやったら、自動的にもう時間延長になつても、それはしょうがない、その場合の俸給の問題なんかは書記官の場合ほど考慮しない、こういうことに事実上なりまして。あなた方は下級の勤労者ということについては、書記官だけきめれば、あとはそれにならばいい、そういう者までもわれわれは考えてないのだ、こういうお考えに出発しないければ、この前のような答弁はできないはずですね。もう少し実情をつかんでごらんない。検察事務官の場合にどういうことになっているか、その点をお答え願います。

○内藤最高裁判所長官代理者 今度の書記官の仕事が裁判官の調査の補助という内容でございますので、そのことのために当然にタイピストその他が残らなければならぬというふうには考えていないわけでありまして。ただ、場合によりまして、それは残る必要が生ずるか否かは存じません。その場合には、当然に超過勤務ということになるわけでございます。

を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する」となっているでしよう。判事が在宅で仕事をしている場合、電話をかけてきて、この仕事をやれと言った場合、交換手はどうなります。それができないじゃありませんか。そうでしょう。いろんなことで今度は裁判所から問い合わせをするために一々行きますか。まあ警察というところも近ごろテレスコプというものまでも使ってやっている。何か特別の機械でもあって、判事の方と連絡されればともかく、そんなものはまさか最高裁判所にはないでしよう。いずれこの法務委員会では、そういう警察のことはいろいろと実際の資料を出してお目にかけますけれども、あなたの方のところにそういう特別の道具はないはずだ。この新たに改正しようという家は事実上そういうことになるじゃありませんか。その点どうでしょう。

○内藤最高裁判所長官代理者 交換手に居残りを命ずる場合には、やはりそれだけの命令を出しまして居残らせるわけでありまして、たとえばきょう調査の仕事があるからといってある裁判官から居残れというようなことは、実際問題としてあり得ないと思います。

○瀬戸山委員長 志賀委員に申し上げますが、お約束の時間が……。

○志賀(義)委員 五分余してくれと言ったけれども、大野君が何か関連質問があるそうですから、きょうはこれだけにしておきますが、これで審議打ち切りなどと言ってはだめですよ。

○瀬戸山委員長 関連して大野幸一

○大野(幸)委員 今の裁判官の居残り事件というのが。実にわれわれは若いころから裁判官の居残りというものは苦にされたものです。それをこっちは皮肉ると感情的に。これは厳に慎まなければならぬと思うが、さてその居残りの原因なんですね。これを調べてみると、どうも昔は私立大学に講師で行かれる人が多かった。私立大学の講師をして、アルバイトでかせぎつつ、そうして書記官には調査させるというふうなことは、はなはだよくないことだと思ふ。そこで聞きたいことは、今は私立大学の判事の講師の状況はどうなっているかということを知りたい、計数的に、統計的に。そのくらいのこと調査せずしてこの職務を補助させることはよくないと思います。

○守田最高裁判所長官代理者 現在、裁判官で講師に行っている人の数は、資料を持ち合わせませんが、とにかく、一週間に二時間以上は許さないという制限を設けて、二時間をこえるあれはないと思います。ですから、私立大学に講師に行つたから居残りするというようなことはないと。思います。

○大野(幸)委員 一人につき二時間は許してあるというのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 そうではあります。できるだけ制限をいたしておきますけれども、学校等の非常な熱望によりまして、どうしてもせざるという事態が生ずるわけでございます。その場合に、一週二時間に制限してやっていると、一週二時間以内でございます。非常に少ない。

○大野(幸)委員 今聞いているのは、何人ぐらいが今講師として働いているかということ。一人につき二時間

ということじゃなくて。どうですか。そんな統計までとらないで、どうして事務が繁忙だから補助させるといふのですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 御指摘の点でございますけれども、ずっと以前に、そういう相当多くの講師を引き受けて弊害があるということが何人かの裁判官について言われたことがございます。しかし、今日そういった実情は、ただいま人事局長が申し上げたように、全然ございません。一々最高裁判所の許可を受けまして講師を引き受けております関係上、そういった弊害はなくなっております。

それから人数でございますけれども、これもただいま数字を持ち合わせ考へました範囲内におきまして、裁判官全体から申せば、決して多くの人があるというのをしているわけではございません。たとえば東京あたり多くの裁判官がおります中で、何人かがそういう学校の講師を引き受けております。地方へ参りますれば、学校もそうございませんで、そういったことは非常に少ないわけでございます。

○大野(幸)委員 統計も何もつてないということなんですか、それじゃ。

○内藤最高裁判所長官代理者 調べればその数字はもちろんです。ただ、ただいま持ち合わせていないと申し上げたのでございます。

○大野(幸)委員 そうすると、裁判官がこの調査を書記官をしてやらしめるという根拠が出てこない。統計もとらないで、何人かもわからない、ただ一週間二時間は許してあるという程度では……。

○守田最高裁判所長官代理者 現在大学の講師に行つておる、その行く場合におきましては、全国どこにおつても、最高裁判所に許可申請をしていただくわけでございます。それを最高裁判所で、どうしてもやむを得ないというもののだけを見はからいまして許可するという状況でございますから、数はその許可した数を調べればすぐ出てくるのですけれども、ただここに資料がございませんでわからない。しかし、非常に少ないものでございまして、これは、もうはつきり言えます。

○大野(幸)委員 最高裁判所では十五人だから、だれとだれが講師になつていらっしゃるか……。

○内藤最高裁判所長官代理者 最高裁判所裁判官はだれも講師を引き受けておりません。

それから、もう一つつけ加えて申し上げますけれども、すべて最高裁判所が許可をいたします場合には、裁判の実務には影響のない時間の講師を許可しているのをごさいます。そういう意味で、数から申しまして、また執務に影響する点から申しまして、また全く御心配ない程度のものでございまして。

○大野(幸)委員 実際に大学に行つて講師をするくらいの方は、裁判も優秀なのです。それは認める。しかしながら、優秀だからといって居残りすることはよくないことである。私はそういう意味で言ったのであります。だから大いなる大学の講師くらいのことはいいいことだ。近ごろの裁判官は非常に勉強が足りないと思う点があるのです。特に地方に至つては、これは書記に全部

まかせきりにしてしまはせぬかという懸念があります。こういうことについて今後自重を要望しておきます。

○瀬戸山委員長 田中伊三三君。

○田中(伊)委員 裁判所にちよつと伺つておきたい。裁判官の災害補償は、従来は何らの規定もないのです。そこで従来の扱いはどうしておられたのか。それから裁判官の災害補償の一つのわかりやすい実例をあげてみて下さい。なるべく普遍的なものを。

○守田最高裁判所長官代理者 裁判官の公務災害補償の点は、これは労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律というのがございまして、他の特別職と同様これによって処理されておるわけでありまして。その実例を申し上げますと、今まで公務災害だとして認定された例が三件でございます。まず一件は、脳出血による死亡でございますが、これは福岡地方裁判所八女支部の判事でございまして、昭和二十九年三月五日に発生した事実でございます。これは法廷審理終了後、判事室におきまして判決原稿執筆中過労のため脳出血を起して死亡したという件でございます。これに対しては遺族扶助料及び葬祭補償が行なわれております。なお有名な事件に関連するものとしても一つ申し上げますと、いわゆる洞爺丸事故による死亡でございます。これは札幌高等裁判所の判事でありまして、最高裁判所へ出張の途中青函連絡船洞爺丸の海難事故によって死亡したものでございます。これには遺族補償及び葬祭補償が行なわれております。そのほか一件あります。

○田中(伊)委員 この労働基準法等の

施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置法の中を見ると、裁判官の災害補償に関連をして聞きたいのですが、福祉施設というものは全然規定がありません。裁判官の災害補償を行なうことは非常に大事なことです。同時に福祉に関する施設についても考えを持ってみたいというのを考えるわけですね。裁判官の福祉についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○守田最高裁判所長官代理者 従来は御説の通り福祉に関するいろいろな措置がなかったわけですが、その関係で、今回の改正によりまして、一般の国家公務員に適用される災害補償に関する法律を援用することにによりまして、その福祉施設を十分に利用できるようにしたいという考えでございます。

○田中(伊)委員 それから話は別論になりますが、特別職の場合を考えると、現在内閣委員会を取り扱っておる特別職の職員の給与に関する法律の改正を行なう、その中に災害補償を織り込んでおるといふ事情ですね。官吏の災害補償というものをどう扱うかの一つの行き方ですね。そこで本件の場合についても、裁判官の報酬に関する法律を改正して、その中にこの災害補償を織り込んでいくということも一つの方法ではないか、こう考える。この点はどうですか。

○津田政府委員 ただいまの御指摘の点でございますが、本来災害補償制度と給与制度とはその本質が異なるわけでございます。一般職の国家公務員につきましては給与法のほか災害補償法が設けられておることは御承知の通りでございます。ところが、特別職

につきましては、今回特別職の給与法を改正いたしましてこの災害補償を考へるといふことになったわけでありまして、これは特別職の給与体系についての特殊事情によることでありまして、本質的にはやはり災害補償と給与制度とは別個であるということでありまして、裁判官につきましてはその本来の精神を貫いたわけでありまして、

○田中(伊)委員 この補償の予算措置はどうなっておりますか。

○津田政府委員 法務省におきまして調査いたしましたところによりまして、裁判官を含む裁判所全職員の公務災害補償に要する費用といたしましては、昭和三十五年度は九百七十二万円が計上されております。その内訳は、公務災害補償費と公務災害福祉費とに分かれております。

○田中(伊)委員 もう一つ、簡易裁判所の管轄区域を変更する結果は、やはり人件費の上にも事務の量の上にも相当増減があるんじゃないか、これはどういふ予算措置になっておりますか。

○内藤最高裁判所長官代理者 今回の簡易裁判所の管轄区域の変更でございますが、それは多く行政区区域の変更に伴う変更でございます。実質的な管轄区域が動くというのはそう大してないのでございます。ですから、実質的には管轄区域が変わってないのが大部分でございます。特に人件費の増減について手当をしなればならないというところはございません。

○田中(伊)委員 簡裁は、全国的に、運用の状況を見ると、未開庁のものが多少ございます。この未開庁の処理はどうされる考えでございますか。それからこういう未開庁のものも今日あるというふうな点から考えてみて、簡裁全体についての一つの処理方針をお考へになる必要があるのではないかと、それはどういふふうにお考えですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 未開庁の簡裁は、御指摘の通り、現在まだなお未開庁が何カ所かあるのでございますが、いずれも設置以来適当な敷地が得られなかったりなどして未開庁のままでいるわけでございますが、ただいまのところ、事務移転によりまして、特段の支障を生じておりませんので、未開庁のままに事務移転で他の簡易裁判所で事件を処理しているわけでございます。この今後の処理でございますが、簡易裁判所全体にわたりましたた

だいま御指摘のございましたように、あるいは整備等も考えなければならぬかと存じます。法務省当局におきましてもいろいろ検討されております。書高裁判所と私どもの方と十分にこれを検討いたしまして、その結論を得たいというふうな措置されているようにでございますが、私の方といたしましては各高裁あるいは地裁の十分な調査を待ちましてその結論を得たいと存じております。いずれにせよ、未開庁の問題は、簡易裁判所全体がそういった処理を一緒に考えなければならぬと考えております。

○瀬戸山委員長 この際お諮りいたします。開会前の理事会の申し合わせによりまして、三案に対する質疑を終局いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瀬戸山委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

三案に対する採決は次会にいたします。本日はこの程度で散会いたします。午後零時三十五分散会

法務委員會議録第十七号中正誤	
ハシ 段行 誤	正
一一六 關元君	關之君